

# 千草台ディライトFC 会則

1. 名称                   本クラブはジュニアサッカーチーム「千草台ディライトFC」と称す。
2. 目的                   ・本クラブはサッカー・フットサルを通じて多くの友達を作り、思いやりのある少年少女の育成を目指す。  
・健康な身体と健全な精神の育成を目指し明るく楽しいクラブ作りを目的とする。
3. 活動                   ・本クラブはサッカー・フットサルを中心とし、練習場は千草台小学校・及び必要に応じて借用した場所にて活動を行う。
4. 構成                   ・本クラブは男女問わず、千葉市内・及び近隣地区の幼稚園児から小学生で構成する。
5. 行動                   ・前述の目的達成の為に地域のサッカー・フットサル活動の支援。  
・個人個人の自主性を尊重した上で、少年期の体力・安全性に配慮し指導を行う。
6. 入部                   ・入部は随時受け付け、所定の用紙に保護者記入捺印後、学年コーチへ提出し代表が受理しスポーツ保険に加入した時点で入部とみなされる。
7. 会費                   ・本クラブの運営は部員より徴収する部費によって運営される。  
・入部金として入部者1名につき3,500円（保険代を含む）を別途徴収する。  
・部費は 小学生、月額1,500円。  
・但し、兄弟姉妹が同時に入部している家庭の第2子以降は月額1,000円とする。  
（小学生+未就学児は対象外）  
・未就学児は入部金のみ、月額無料とする。  
・集金は三ヶ月に1回行い、各学年の集金係に渡すこととする。
8. 保険                   ・本クラブに入部した児童は、スポーツ傷害保険に全員加入する。  
・初年度の保険加入料800円は、入会金に含まれる。  
・万が一事故が発生した場合、担当コーチは代表に速やかに連絡する。
9. 事故                   ・活動中（送迎を含む）の事故・負傷・物損などはスポーツ安全保険及び自動車保険の範囲内で補償することとし、本クラブに対しそれ以上の保障を請求しない。  
・保護者の活動に於いては十分な準備運動の上活動して頂き、怪我等応急処置は致しますが、以後の責任はおいかねますのでご了承ください。
10. 休部                   ・病気や怪我・家庭の都合など、やむを得ない理由により引き続き1ヵ月以上本クラブの活動を休む場合は休部する事が出来る。  
・休部は、学年コーチ、代表者の同意の基、休部届の提出を以って有効とする。尚、休部中の部費の発生はしない。
11. 退部                   ・本クラブの退部は代表者の同意を得て有効とする。  
・退部する場合は、事前に担当コーチに申し出て退部届を提出する。  
※月の途中で退部の際は該当月の部費を支払う事とする。
12. ユニフォーム                   ・未就学児、1, 2, 3, 4年生のユニフォーム上着はチーム保有の物を貸与。  
（パンツ・ソックスは個人購入）  
・4年生になった時期からユニフォーム一式保有を検討する（積み立て形式）。  
\*保証について  
紛失の場合・・・購入金額の全額を個人保証とする。  
破損の場合・・・試合や、練習時の不可抗力による破損は無償とする。  
その他の理由で破損した場合は購入金額の半額を個人保証とする。  
・キーパーユニフォームはクラブ所有とし、部費にて購入する。

#### 13-1公式戦の車両使用について(招待試合含む)

- ・チーム依頼された車両に対して経費として1台500円(往復)を支給する。
- ・往復約50キロを超える場合は、1台1,000円(往復)とする。

#### 13-2練習試合における車両使用について

- ・練習試合で車両を使用する際は有志とする。
  - ・その際は乗車する選手・コーチは100円位を持参し担当コーチに渡すこととする。
- ※金額は目安です。詳しくは学年コーチにお問い合わせ下さい。  
集金したお金は学年ごとに管理し保護者相談・承諾の下使用方法を考慮する。

#### 13-3車両使用における共通事項

- ・使用車両については任意保険に加入している事が条件。
- ・有料道路・駐車場を使用する場合は、チーム依頼した車両に限り実費を支給する。
- ・依頼する台数は如何なる場合でも5台以内とする。

#### 14. 総会

- ・クラブ運営の為の最高決定機関であり、保護者は総会出席の義務を負う。
- ・欠席者は委任状を以って代表への委任と見なす。
- ・定期総会は年一回(3月)とし、必要に応じて臨時総会を開催する。
- ・総会は代表が召集し、議長を務める。

#### 15. 役員

- ・総会にて承諾される。任期は1年とし再選を妨げない。

#### 16. その他

- ・本クラブより依頼され、お手伝い等で活動した保護者は学年コーチの了解を得て、活動費を支給することができる。

#### 17. 会計年度

- ・4月1日に始まり、翌年の3月31日を以って終了する。

#### 附則

本会則は平成25年4月1日より実施される。  
本会則の改訂・実施は総会、及び臨時総会にて決定する。  
平成27年4月19日一部改正